

船舶事故等調査報告書

平成27年7月23日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2015神第18号
事故等種類	衝突
発生日時	平成27年2月18日 16時05分ごろ
発生場所	滋賀県大津市の瀬田川（瀬田唐橋の南方付近） 三大寺四等三角点から真方位248°920m付近 （概位 北緯34°58.33′ 東経135°54.34′）
事故等調査の経過	平成27年3月2日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 警戒船 第二山口丸、0.8トン SG6-4462（漁船登録番号）、個人所有 第253-32439号（船舶検査済票の番号） B 競そう用ボート（船名なし）、総トン数なし（長さ7.9m） なし、龍谷大学端艇部
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型船舶操縦士（湖川小出力）・特定 B 漕手B、操縦免許なし
死傷者等	軽傷 1人（漕手B）
損傷	A 不明 B 艇尾付近のキャンバス（船体上面）に擦過傷、左舷側のオールに切損（ブレード脱落）
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、瀬田川に架かる鉄道橋の補修工事に伴う警戒業務を終え、鉄道橋の北方100m付近の瀬田川の中央部よりもやや右岸（西）寄りを出発し、右側通航するために左岸（東）へ向けて約7ノットの速力で斜めに横断した後、15分程度で上流（北方）の係留場所に到着した。 船長Aは、帰宅後、警察から電話で瀬田唐橋の南方100m付近でA船とB船とが衝突したことを知らされた。 B船は、シングルスカルであり、漕手Bが乗り、瀬田川右岸の漕手Bが所属する端艇部の施設前の栈橋を出て、瀬田川の下流側（南側）約2.6km及び上流側（北側）約0.7kmの間を右側通航して反時計回りにそう艇の練習を行っていた。 漕手Bは、右岸寄りを下流（南方）へ向けて航行し、瀬田唐橋を通過し終わったのち、艇首方にB船へ向けて航行して来るA船を認め、危険を感じて右転した。 B船は、艇首が右舷方に向き始めた平成27年2月18日16時05分ごろ、瀬田唐橋の南方100m付近において、左舷側のオール

	<p>とA船とが衝突し、オールシャフト部が切断され、艇尾付近のキャンバス上をA船が通過したのち、左舷側に転覆し、漕手Bが落水した。</p> <p>漕手Bは、下流に向かって流されていたところ、左岸寄りを上流へ向けて航行中のカヌーに発見され、カヌーにつかまらせてもらい、出発した棧橋まで連れて行ってもらった。</p> <p>漕手Bは、落水時に左足首をひねるとともに右太ももを打ち、本事故の翌日、医師の診察を受けた。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 西、風力 3、視界 良好</p> <p>川の状況：水面 平穏</p>
その他の事項	<p>A船は、和船型の船舶であり、船長Aが、ふだんから船尾端の右舷側に腰を掛けて船外機を操作しており、船長Aの操縦場所からは見張りを妨げる構造物はなかった。</p> <p>船長Aは、ふだんから競そう用ボートがそう艇の練習を行っていることを知っており、本事故当日の警戒業務中にもA船の近くを競そう用ボートが航行していることを見たが、係留場所へ向かっていたとき、競そう用ボートをはじめとして船舶を見掛けなかった。</p> <p>船長Aは、B船との衝突時の衝撃や音を感じなかった。</p> <p>漕手Bが所属する端艇部は、警戒船を配置していたが、そう艇練習の最後尾に位置していたB船とは離れていた。</p> <p>B船は、船体及びオールがカーボン製であり、左舷側のオールはブレード先端部から約50cmのシャフト部分で切れていた。</p> <p>船長A及び漕手Bは、瀬田川を航行する際は、右側通航することを共に承知していた。</p>
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、瀬田川において、警戒業務を終え、係留場所へ向けて左岸側へ斜めに横断して上流へ向けて航行中、船長Aが、周囲に他船を見掛けず、B船に気付かなかったことから、右岸寄りを下流へ向けて航行中のB船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、瀬田川において、右岸寄りを下流へ向けて航行中、漕手Bが、瀬田唐橋を通過し終えたのち、艇首方にB船へ向けて航行して来るA船を認め、危険を感じて右転したものの、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、瀬田川において、A船が左岸側へ斜めに横断して上流へ向けて航行中、B船が右岸寄りを下流へ向けて航行中、船長Aが、B船に気付かなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え</p>

られる。

- ・ 瀬田川を、これに沿って航行する船舶は、右側通航すること。なお、発進する場所により、横断が必要な場合は、更なる慎重な見張りをを行うこと。